

	委員からの意見	対応策	効果
質疑について	① 事前通告制のため、他の委員の質疑を聞いて疑問点が生じても質疑できない	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに質疑を行い（現在は通告者順）、通告者の質疑終了後に委員長判断で通告していない委員の質疑も認める 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに審査するため、審議がわかりやすい ・他の委員のやりとりを聞いた後に通告者以外も質疑が可能になり、チェック機能の強化につながる
	② 通告や質疑が終わったとしても他の質疑で重要だと判断し、質疑を求め委員長が認めれば可能とする		
	③ 通告がなくても関連質問として質問ができるようにする		
	④ 予算に関することは、議案質疑も所管委員会での質疑もやめ、すべて予算審査委員会で行う	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの常任委員会での予算の所管事務調査をなくし、予算審査委員会で全て行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの常任委員会での予算の所管事務調査をなくすことにより、他の所管事務調査に時間を費やすことができ、質疑の重複がなくなる
	⑤ 所管の委員会で説明を受けた部分について、他の委員が予算審査委員会で質疑をしており、質疑が重複している		
	⑥ 申し合わせに「担当委員会の所管事項については極力質疑を自粛する」とあるため、担当委員会の所管について質疑を制限されている、またそのため、議案質疑で質疑が出る場合もある		
	⑦ 予算審議が一般質問化（チェック機能のためにはある程度必要、審議と質問の違い）		
説明について	① 申し合わせに「各常任委員会で所管事務調査として予算議案に関する事項についても説明を受け十分理解することとし・・・」とあるため、執行部の説明が重複してなされている（賛否両論）	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの常任委員会で予算に関する所管事務調査をやめて、予算内容を説明する場を別途設ける（初日の提案説明終了後の全員協議会・・・審査ではないので、執行部からの説明にとどめる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員を対象とした予算内容の説明の場を審査日の前に設けるため、議員全員が同じ情報を同時に聞くことができ、共通認識をもった上で審査を行える
	② 予算の内容を説明する場を別途設ける		
	③ 執行部の本会議での提案説明は、骨太で予算の概要、特徴にとどめ、質疑もそうした骨太提案に対して行う	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議での予算にかかる提案説明は、予算の編成概要や予算規模の骨子等とし、質疑もその骨子等に対して行うこととする（もう少し整理が必要） 	

	委員からの意見	対応策	効果
資料について	① 福祉環境委員会の予算関連の独自資料がある	・上記にある「予算の内容を説明する場」を別途設ける	・独自資料を作成してもらう必要もなく、議員は同じ説明を同じ場で聞くことができる
	② 事業の内容や財源など、ある程度取りまとめた「事業シート」のようなものがあると良い（質問の多くが削減され、時間も短くなるのではないかと）	・新規事業、主要施策にかかる事業は別に詳細な「説明シート（仮称）」を作成する	・議会基本条例第8条「議会審議における論点整理」にある7項目が網羅された「説明シート」が作成されることにより、より詳細な事業内容が理解でき、基本条例にそった議会審議ができる ・説明シートの作成により、詳細な事項が記載されるので、審査の時の質疑が省略される
	③ 事業費の内訳や背景は説明資料に盛り込んでほしい	・事業の内容・目的・内訳等、基本的な部分は説明資料に盛り込む（最低限載せる事項を統一する）	・説明資料の掲載事項を統一することにより、資料が見やすくなり、また必要な事項がいずれの事業にも載っているため、審査の時の質疑が省略される
運営について	① 予算審査委員会と各常任委員会を入れかえる		
	② 日程でいえば予算審査委員会を最初にもってきて、全員で審査をし、後の常任委員会では細部にわたり、議論するのが適当と思う		
その他	① 今までどおりのやり方でよい（3つの常任委員会で所管事務調査を行い、理解を深めた上で予算審査委員会で質疑）		
	② 担当委員会で所管事項について、説明・質疑をしっかり行う。予算審査委員会では所管についての質疑は行わない		